

静岡県告示第686号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和7年10月31日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 市民の森浮橋鳥獣保護区（平成7年10月31日 静岡県告示第804号）

(1) 区域（区域表示の変更）

県道田原野函南停車場線と市民の森浮橋外周園路との交点を起点とし、同所から外周園路を南東進し、市道大1261号線との交点に至り、同所から外周園路を南進し、大仁農場との境界に至り、同所から同境界に沿って西進し、県道田原野函南停車場線に至り、同所から同線を200メートル程旧菰山町方面に進み、外周園路との交点に至り、同所から外周園路を北進し起点に至る線により囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 当該区域は野生鳥獣の絶好の生息地であり、自然とのふれあい、鳥獣の観察や保護活動を通じて環境教育の場として保護する。

2 大江片浜鳥獣保護区（昭和60年10月25日 静岡県告示第983号）

(1) 区域（区域表示の変更）

国道150号の字片浜と勝俣の字境を起点とし、同地点から同国道を南進し久保柄・大磯・法京・坂井・太田浜を経て市道太田江湖田線との交点に至り、同地点から同市道を西進し、市道大江男神線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、海老江・小牧・百所・男神を経て市道男神4号線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、市道黒子静波線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、市道榛原白井10号線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、字白井・大江・静波の交点に至り、同地点から字大江と静波、字片浜と静波、字片浜と勝俣の境界線に沿って南進し起点に至る線により囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、国道150号沿いの牧之原市片浜地区全域と大江・白井の一部にまたがり、茶園や水田、山林が大部分を占めている地域であり、食餌となる動植物の現存量が豊富で野生鳥獣の生息に適していること、また、近隣住民の安全を守ることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

定期的な巡回等を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響

を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 東海自然歩道北遠鳥獣保護区（昭和50年10月31日 静岡県告示第892号）

(1) 区域

浜松市浜名区引佐町鳶ノ巣山を起点として、同所から愛知県堺を東進し愛知県、旧佐久間町及び旧天竜市との境界線に至り、同所から旧佐久間町と旧天竜市との境界線を東進し坂野峠に至り、同所から市道坂野線を東進し林道ヤシロ沢線を経て県道天竜東栄線に至り、同所から同線を北東に進み大地野隧道入口に至り、同所から林道トトン沢線を東進及び北進し林道箒木線に至り、同所から同線を東進し、旧竜山村との境界線に至り、同所から同線に沿って東進し、春野に至り、同所から経路に沿って南西に進み春野下地先に至り、同所から県道横山熊線を西進し、市道峯熊平線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道熊小松天竜川停車場との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道峯神沢線を経て旧引佐町境に至り、同所から市道西平川宇連線を西進し市道川宇連岡保線、県道渋川鳳来線を経て愛知県境に至り、同所から同県境に沿って北進し起点に至る線により囲まれた区域。

(2) 更新する存続期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的 当該地域は、東海自然歩道沿いに位置し、スギ・ヒノキの良く手入れされた人工林による、いわゆる天竜美林と呼ばれる地域であり、天然記念物のニホンカモシカなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 気賀鳥獣保護区（昭和63年10月21日 静岡県告示第1024号）

(1) 区域（区域表示の変更）

市道上町13号線と国道362号との交点を起点として、同地点から同国道を南進し県道細江舞阪線との交点に至り、同地点から同県道を南進し都田川右岸堤防との交点に至り、同地点から同川右岸堤防を南西に進み引佐細江湖湖岸との交点に至り、同地点から同湖岸を西進し旧細江町と旧三ヶ日町との境界線に至り、同地点から同境界線を北進し天竜浜名湖鉄道との交点に至り、同地点から同鉄道を東進し国道362号との交点に至り、同地点から同国道を北進し市道気賀2号線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み市道呉石4-1号線との交点に至り、同地点から同線を北進し市道上町1号線との交点に至り、同地点から同線を東進し市道上町5-9号線、犬くぐり道、市道上町6号線及び市道上町7号線を経て市道細江3号線との交点に至り、同地点から同線を南進し市道上町13号線との交点に至り、同地点から同線を東進し起点に至る一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 市街地に隣接した身近な自然環境であり、細江湖の後背地として特に鳥類の生息に適地である。

=====

静岡県告示第687号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の指定を変更し存続期間を更新したので、同条第 9 項の規定により読み替えて準用する同法第15条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年10月31日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 細江公園山鳥獣保護区（昭和45年10月20日 静岡県告示第749号）

(1) 区域

市道細江 3 号線と市道上町 7 号線との交点を起点として、同地点から同線を西進し市道上町 6 号線、犬くぐり道、市道上町 5－9 号線を経て市道上町 1 号線との交点に至り、同地点から同線を西進し呉石沢との交点に至り、同地点から同沢を北進し市道細江14号線との交点に至り、同線を西進し農道呉石 3 号線との交点に至り、同農道を北進し国有林との交点に至り、同地点から国有林境を東進し市道細江 3 号線との交点に至り、同地点から同線を南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 変更後の面積

60ヘクタール

(3) 存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地

イ 指定目的 市街地に隣接した身近な自然環境であり、野生鳥獣の生息地として適地である。